平成２５年（フ）第１１３号
京都市西京区松尾井戸町71番地　ひかり荘１－２
債務者　松政美楠子
1　決定年月日時　平成25年３月19日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年５月14日まで
京都地方裁判所第５民事部破産係

平成２５年（フ）第１３８号
京都市伏見区醍醐池田町10番地　ラ・レーヴ２－Ａ
債務者　深沢　英壽
1　決定年月日時　平成25年３月19日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年５月14日まで
京都地方裁判所第５民事部破産係

平成２５年（フ）第１９８号
京都府向日市寺戸町久々相８番地の２　パレＨＳＰ604
債務者　齋藤　佳則
1　決定年月日時　平成25年３月19日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年５月14日まで
京都地方裁判所第５民事部破産係

平成２５年（フ）第９号
堺市西区上433番地１　フジパレスグランマルシェＢ102号、住民票上の住所大阪府和泉市鶴山台１丁目３番10号
債務者　鳥野　裕乃
1　決定年月日時　平成25年３月19日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年５月14日まで
大阪地方裁判所堺支部破産係

平成２５年（フ）第９３号
堺市西区津久野町１丁３番２―603号
債務者　小塩　美緒（旧姓為井）
1　決定年月日時　平成25年３月19日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年５月14日まで
大阪地方裁判所堺支部破産係

平成２５年（フ）第１３３号
大阪府松原市新堂２丁目331番地の２―306号
債務者　安本希代美
1　決定年月日時　平成25年３月19日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年５月14日まで
大阪地方裁判所堺支部破産係

平成２５年（フ）第１３８号
堺市堺区五月町６番12号　五月町タウンハウス
債務者　中村　亜弥（旧姓濵野）
1　決定年月日時　平成25年３月19日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年５月14日まで
大阪地方裁判所堺支部破産係

平成２５年（フ）第６６号
埼玉県大里郡寄居町大字富田1776番地２
債務者　池上　重次
1　決定年月日時　平成25年３月21日午後０時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年５月15日まで
さいたま地方裁判所熊谷支部

平成２５年（フ）第６７号
埼玉県大里郡寄居町大字富田1776番地２
債務者　池上千代子
1　決定年月日時　平成25年３月21日午後０時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年５月15日まで
さいたま地方裁判所熊谷支部

平成２４年（フ）第２１３号
静岡県富士宮市宮北町95番地の１　岡重社宅201号、前住所静岡県富士宮市淀師594番地レオパレスＭＡＰＬＥⅡ109号
債務者　古川　良治
1　決定年月日時　平成25年３月21日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年５月15日まで
静岡地方裁判所富士支部

平成２５年（フ）第３６号
静岡県富士宮市宮原735番地の８　２Ｆ、前住所鹿児島県霧島市霧島田口2765番地76
債務者　加藤　　博
1　決定年月日時　平成25年３月21日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年５月15日まで
静岡地方裁判所富士支部

平成２５年（フ）第９号
三重県松阪市久保町1846番地113　ロイヤルふじⅠ棟207号室
債務者　荒木　守人
1　決定年月日時　平成25年３月21日午前９時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年５月15日まで
津地方裁判所松阪支部

平成２５年（フ）第１１号
北海道赤平市錦町２丁目５番地
債務者　平間喜美雄
1　決定年月日時　平成25年３月21日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年５月16日まで
札幌地方裁判所滝川支部破産係

平成２５年（フ）第９号
山形県鶴岡市東原町13番17号
債務者　澁谷　育子
1　決定年月日時　平成25年３月21日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年５月16日まで
山形地方裁判所鶴岡支部

平成２５年（フ）第１２号
山形県鶴岡市新海町11番22―３号
債務者　長南　文雄
1　決定年月日時　平成25年３月21日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年５月16日まで
山形地方裁判所鶴岡支部

平成２５年（フ）第１３号
山形県鶴岡市新海町11番22―３号
債務者　長南　せつ
1　決定年月日時　平成25年３月21日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年５月16日まで
山形地方裁判所鶴岡支部

平成２５年（フ）第１３号
群馬県館林市松原２丁目18番47号　ニプロ医工株式会社男子寮
債務者　今泉　邦彦
1　決定年月日時　平成25年３月21日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年５月16日まで
前橋地方裁判所太田支部